

令和7年第3回 飯塚市議会会議録第7号

令和7年6月26日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第15日 6月26日（木曜日）

第1 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

第2 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第10号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第11号 再審法改正を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第12号 米不足と価格高騰の打開に関する意見書の提出

第3 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第2号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第3号 継続費繰越計算書の報告（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）
- 3 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和6年度 飯塚市一般会計）
- 4 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）
- 5 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計）
- 6 報告第7号 令和6年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越
- 7 報告第8号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計の予算繰越
- 8 報告第9号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越
- 9 報告第10号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況
- 10 報告第11号 令和6年度 児童虐待に関する状況の報告

第4 議会選出各種委員等の選出

第5 署名議員の指名

第6 閉 会

○会議に付した事件

第1 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

第2 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第10号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第11号 再審法改正を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第12号 米不足と価格高騰の打開に関する意見書の提出

第3 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第2号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

- 2 報告第 3 号 継続費繰越計算書の報告（令和 6 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）
- 3 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和 6 年度 飯塚市一般会計）
- 4 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和 6 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）
- 5 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和 6 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計）
- 6 報告第 7 号 令和 6 年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越
- 7 報告第 8 号 令和 6 年度 飯塚市工業用水道事業会計の予算繰越
- 8 報告第 9 号 令和 6 年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越
- 9 報告第 10 号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況
- 10 報告第 11 号 令和 6 年度 児童虐待に関する状況の報告

第 4 署名議員の指名

第 5 閉 会

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。

「議案第 8 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」及び「議案第 8 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」、以上 2 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第 8 1 号」及び「議案第 8 2 号」、固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明いたします。

本市固定資産評価審査委員会委員として、佐々木 英氏、芹田 収氏を新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案 2 件は、会議規則第 36 条第 3 項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案 2 件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 8 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第 8 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第 10 号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。5 番 光根正宣議員。

○5 番（光根正宣）

「議員提出議案第 10 号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、総務大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よつて、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第10号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よつて、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第11号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

「議員提出議案第11号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「再審法改正を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よつて、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

提案者のほうにお聞きしたいんですけど、この意見書案を提出するに至った経緯について、教えてください。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

福岡県の弁護士会から要請がありました。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

それは、提出者であります金子議員へ、個人的に弁護士会のほうから要請があったような感じなのでしょうか。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

議長を介して、会派で検討させていただいております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

議長宛てに弁護士会から来たというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

そうです。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

議長宛てに来たということであれば、議会に対して来ているのかなと思うんですけど。それを議長会派の中だけで提出するのを検討したということに対して、議会全体として、それは議長という、あくまで議会の長に対する要請でしょうから、それを一会派で検討するという形ではなく、議会全体で検討すべきじゃなかろうかというふうなことは考えなかったのでしょうか。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

それで、現在、提出させていただいております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今、言われているのは、提出される段階においてそういったことを提案されているということなんですけど、私が申し上げているのは、この弁護士会から来た意見書というのは、議会を代表する議長という立場に対して来ているんじゃないかという部分を問うております。

そこに対して、今の答弁の中では、会派の中で検討したというふうな話だったんですけど、それはあくまで、その議会を代表する議長に対して来ているのであって、議会に対してこういう意見書が来ているということを全体に周知すべきじゃなかろうかということを申し上げていますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

議長のほうに連絡があり、それで、会派のほうで検討させていただき、議員提出議案として提出させていただいております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

ちょっと伝わっていないのかもしれませんが、私が申し上げているのは、議長に対して来たのはいいと思うんですよ。それは、当然、議会の代表ですので議長に対して来ると思うんですけど、それを議長が来た時点で、全体にこういった意見書が来ていますということで周知するべきじゃなかろうかと思うんです。実際に、それを会派の中で共有されて、会派の代表の金子議員のほうが出されるという経緯に非常に違和感を感じておるわけですけど。

今回、出しました。そこで、みんなで共有しますので、ここで判断してくださいという言い方かと思うんですけど、そうではなく、例えば、これが金子議員だけではなく、ほかの議員も同じように提出をしたかったというふうなこともあったかもしれないんですけど、そういった機会が結局なかったんじゃないかと思うんですけど、そのあたりにちょっと不平等性を感じるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

議員提出議案として提出させていただくことで問題ないかと考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

事務局にお尋ねします。今、永末議員と金子議員のやり取りを聞く中で、事務局のほうには、議長からそういう文書が届きましたということは連絡がありましたか。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

今回の分については、事務局のほうに文書は渡ってきておりません。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

基本的に、議長宛てで来たということは、飯塚市議会全体に通知を、議長から事務局のほうに渡して周知をしてくださいというのが本来の形じゃないですか、今、永末議員のほうも言ったように。そのあたりは議長として、どういうふうに判断されましたか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

議長のほうで今の回答ができますか。（発言する者あり）

提案者にお尋ねします。その文書は、現在、ありますか。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○ 24 番（金子加代）

資料はあります。

○議長（江口 徹）

27 番 坂平末雄議員。

○ 27 番（坂平末雄）

その資料を全議員に配付できますか。（発言する者あり）

議長において取り計らいをお願いします。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前 10 時 17 分 休憩

午前 11 時 01 分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。先ほどの資料要求につきましては、代表者会議で配付の上、無所属議員にも配付させていただきますので、ご了承願います。

ほかに質疑はありませんか。27 番 坂平末雄議員。

○ 27 番（坂平末雄）

先ほど休憩をしていただいて、代表者会議で協議をしました。その中で、「議員提出議案第 11 号 再審法改正を求める意見書の提出」について、資料を頂いた中において、「飯塚市議会の皆さんへ」という宛名でこれは来ています。そして、先ほど、江口議長のほうにお話をして、これは先に事務局のほうに渡して、それを全議員に配付するのが議長の公平な扱い方ではないかということの質問をしたところ、「それは私の間違いでした。すみません。」というようなお言葉を頂きましたので、私のほうの質問としてはこれで終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。27 番 坂平末雄議員。

○ 27 番（坂平末雄）

この際に、私が思うには、議長のこういうことは今後とも度々あることだと思います。（発言する者あり）それに対して——、（発言する者あり）あくまでも、議長に今後こういうことのないように、しっかりと議員の皆さんを公平公正に扱うようお願いをして、討論を終わります。（発言する者あり）

一応、私は賛成ということでしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第 11 号 再審法改正を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第 12 号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11 番 川上直喜議員。

○ 11 番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。「議員提出議案第12号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し上げます。

「米不足と価格高騰の打開に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び農林水産大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありますか。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

すみません、一点だけお聞かせください。米の供給不足や価格高騰が深刻化している状態に関しては、私も一定の理解を示しているところですが、意見書では「ミニマムアクセス米の輸入は毎年77万トンで、国内の生産基盤の弱体化を加速させています。」となっており、実際には、大半が加工用や飼料用として市場に出回っているのは全体の1%未満という状況だと思います。このような状況を踏まえると、ミニマムアクセス米の輸入を中止することが、現在の家庭米の価格の高騰や供給不足の打開策になるのか、その整合性についてご意見があればお願いします。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

石破首相が、先日、自民党農政を続けてきたら、気がついたら米不足に陥っていたというふう言っていて、大変ひんしゅくを買っているわけです。国防族と一般に言われてきた石破首相ですけれども、農林水産大臣をしたことがあるわけですよ。自民党農政の中枢に座っていたんですね。その方が、今、言ったような発言をしたわけです。

ですから、このことについて、このことを念頭に置きながら考えると、現実問題として生産基盤がどうなっているかといいますと、ここに書いてありますが、米農家は2000年の175万戸から、現在、53万戸へと、3分の1になってしまっているんです。御承知のとおり、水田も洪水防止機能とか5つの重要な機能があるのに、減反を押しつけられて、そして遊休地となり、耕作放棄地、原野に変わっていくありさまもあるわけです。

全体として米を含めて我が国の食料自給率は38%、原料の輸入などを入れれば1桁台と言われるような事態にも陥っています。こうした中で、毎年毎年20年間も自動車の輸出と引換えになったかどうか分かりませんが、77万トンの義務づけられた輸入を続けていくことによって、この生産基盤、今、水田だけのことを言いましたけど、価格保障もなければ所得補償もないというような状況がこの間は続いているわけです。この中で、お聞きになったこともあると思うんですけども、「米作って米食べねえ」というような、時給にすると10円というような状況なんです。そういう人的な面でも、生産基盤を壊してきていると。この毎年77万トンの輸入米がこれに重くのしかかってきているという認識を示しております。

この意見書案についていえば、下から2行目になりますけれども、米の輸入は中止するようには書いておりません。どういうことかといいますと、77万トンをやってきたんだけど、この輸入を拡大するという政府の方針があるわけです。ですから、幾ら何でもそれはひどいよねという、これ以上やるのかという、一致点を求めた意見書の文面になっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

私から1点お伺いいたします。まず、一般的に価格保障ですとか所得補償というのをやってみようと、競争原理が働かなくなってしまうとか、マーケットがゆがんでしまうという一般的な問題がございます。

今回の意見書に関してのお伺いというのが、こういった価格保障や所得補償というものに関して、食料品全般について、そういったことが必要であるという価値観の下なのか、あるいは、今回の米に関しては、日本人の主食であるとか、減反政策の背景とか、米の特殊性に基づいて出していらっしゃるものなのか、もし、そのお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この意見書案は米不足と米の価格高騰に関することがテーマであります。それで、今、言われた所得補償制度、2011年に10アール当たり1万5千円でスタートしたものの、2018年には廃止となったということは、今後、それを続けたらよいのか悪いのかという議論は当然あるんですけども、この文面は事実を記載しています。民主党政権時代の2011年にこれが本格実施になりましたと、自民政権になって廃止となりましたという事実を書いています。共産党としては、提案としては、「よって」以降の3行目に、それを再建して、それというのは、価格保障と所得補償の充実を進めていくと、再建し、このことを国に求める必要があるのではないかという提案なんです。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

「米不足と価格高騰の打開に関する意見書の提出」につきましては、反対の立場で討論いたします。

今回の米価格高騰については、おおむね、この意見書案と方向性は同じでありますけれども、文面の後半のほうに、「米の輸入拡大は中止するよう強く要望する」ということが記入されておりますが、公明党としましては、輸入をめぐっては、国内で100%自給できる米の生産基盤をしっかりと守っていくということが前提であります。というふうに主張をしております。また一方、7月までの備蓄米放出によって、備蓄量が適正水準、約100万トンの3割程度までに減少する見通しということで、それを指摘した上で、不測の事態に備え、一時的な輸入の要否も含め、丁寧な議論が必要だということで、直ちに中止するよう強く要望することに対しては反対です。以上で終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。

「米不足と価格高騰の打開に関する意見書の提出」について、賛成の立場から討論します。

「よって」以降に、中心点の記載があるわけですが、とりわけ、「米の輸入拡大は中止するよう強く求める」という点につきましては、自民党、公明党の政権が、今、進めていこうという方向は、一時的な今の事態を打開するための輸入拡大ではなくて、恒常的な米の輸入拡大ということなんです。ですから、「よって」以降の3行に書いてある政策とともに、これ以上の輸入拡大、一時的ではないやり方は中止するようという内容となっています。討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１２号 米不足と価格高騰の打開に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第２号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

「報告第２号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」につきまして、ご報告いたします。

本件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の４９ページをお願いいたします。本件事故は、令和７年２月１４日金曜日、午前６時４０分頃、飯塚市潤野地内におきまして、相手方が市道太郎丸・相田線を北方面から南方面へ走行中、市道上にできたポットホールを通過した際、車両左側の前後のタイヤホイールを損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が３０％であり、損害賠償額は１万９８００円となっております。

道路の点検補修につきましては、日頃よりホームページ等で情報提供依頼、職員への呼びかけ及び道路パトロールなどにより、危険箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後は、より一層、安全管理に対する注意喚起を行い再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第３号 継続費繰越計算書の報告（令和６年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」、「報告第４号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和６年度 飯塚市一般会計）」、「報告第５号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和６年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」及び「報告第６号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和６年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計）」、以上４件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

「報告第３号」、「報告第４号」、「報告第５号」及び「報告第６号」について、ご報告いたします。

まず、議案書の５２ページをお願いいたします。「報告第３号 継続費繰越計算書の報告（令和６年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定に基づき、報告するものでございます。

５３ページの継続費繰越計算書をお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計におきまして、１款、競走費、３項、管理費のメインスタンド整備事業を令和７年度に逡次繰越したものでございます。

次に、５４ページをお願いいたします。「報告第４号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和６年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき報告を行うものでございます。

次の５５ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきましては、着手時期と事業に必要な期間等との関係により年度内の完了が見込めないため、２款、総務費、１項、総務管理費の穂波庁舎改修事業から、１３款、災害復旧費、１項、農林水産業施設災害復旧費の農地災害復旧事業までの１３件を令和７年度に繰り越したものでございます。

次に、５６ページをお願いいたします。「報告第５号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和６年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき報告を行うものでございます。

次に、５７ページをお願いいたします。繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計におきましては、着手時期と事業に必要な期間等との関係により年度内の完了が見込めないため、１款、競争費、３項、管理費の競走会事務所改修事業を令和７年度に繰り越したものでございます。

次に、５８ページをお願いいたします。「報告第６号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和６年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき報告を行うものでございます。

５９ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。工業用地造成事業特別会計におきまして、着手時期と事業に必要な期間等との関係により年度内の完了が見込めないため、１款、工業用地造成事業費、１項、工業用地造成事業費の飯塚あかね工業団地造成事業を令和７年度に繰り越したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

「報告第６号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和６年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計）」にありました、飯塚あかね工業団地造成事業の繰越しに関わってなんですけれども、現地は、現在、用地取得を認めた企業が整備の作業をしているわけなんですけれども、残る市の土地について排水計画はどうなっているのかというのは、地域住民の皆さんの心配されるところなんです。それとの関係がここにあるのではないかと思うけど、説明を求めているんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時２５分 休憩

午前１１時２８分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

現在、基本設計中でございまして、市有地の排水計画につきましては、基本設計期間中であることから、現時点では、まだ、きちんとした排水計画は立っていないところでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この用地は、一部は民間企業にもう売却済みですよ。民間企業は周辺整備もやっていますよね。一方で、市が開発すべき売却用の用地があります。もう一つあるでしょう。もう一つは、もともと造成し売却する土地ではない。つまり、日鉄から購入するときに、工業用地として造成し

て売却するには不相当だと判断した所。しかし、水はそこを選んで通らないでしょう。ですから、この繰越額がここにあるんだけど。この対象エリアはどこになっているのかと、排水について。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

この基本設計業務につきまして、対象エリアといたしましては、飯塚市の市有地に係る基本設計を行っているところでございますので、その区域となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市有地というのは、飯塚あかね工業団地の敷地のことを言っているんですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

市が整備いたします飯塚市の市有地、先ほど、質問議員のほうが言われました、市の土地の部分と西側に位置します全体の土地、その部分も含んだ所の企業に売却した土地以外の市有地が対象となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

売却した土地の排水計画は把握しているんですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

売却した土地につきましては、現在、売却先の企業が製品置場、ストックヤードとして活用しておりますけれども、その中で、排水計画については考えられているかと思います。現時点で、どのような形で排水するかというところは把握しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

対象は売却していない土地とともに造成する予定のない土地のいわば2つのエリアということなんだけど、民間の売却済みのところできちんと調整池が必要ではないかと、要らないとかいうようなことは把握していますか。

○議長（江口 徹）

川上議員、繰越明許費繰越計算書に関する質疑でお願いいたします。質疑を変えてください。

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市の土地の部分だけの設計費だということなんだけど、それでよいのかということを聞いているんです。民間のほうの調整池の問題とかを把握していなかったら、水が流れてくるかもしれないじゃないですか。だから、そこは把握していないと。これで大丈夫ですか。設計費がまた膨れ上がりましたと、そんなことになったら大変でしょう。だから、聞いているわけですけど、何か見解がないですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

ちょっと先ほどと重複した形になるかもしれませんが、市の土地については、現在、基本設計を市の全体の敷地の中で設計をしている最中でございます。なお、隣接します企業に売却した土地につきましては、今後、開発等の手続が出てくるかと思っておりますけれども、その開発行為等の中で、隣接地が市になりますので、排水等については協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

基本設計に関わりがあるということですね。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

飯塚市の土地につきましては、今後、実施計画という方向に進んでいくかと思っております。また、企業に売却した土地につきましては、現在はストックヤードとしての活用で、今後、開発計画が出てくれば、その中で排水計画というところが出てくるかと思っておりますので、そこにつきましては、今後、企業のほうとも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ということは、売却済みの民間の土地から市が管理する土地のほうに水が流れてくることがあり得るということをおっしゃっているんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時３６分 休憩

午前１１時３７分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

以前、経済建設委員会のほうでは、市の開発と企業の開発が別々ということで、排水は開発行為の中で計画するということで答弁をさせてもらっております。現在は、企業のほうは開発行為に係らないところでストックヤードとしての利用をしております。今後、企業の開発計画に基づきまして開発行為が出てきましたら、その排水計画、そして、市の実施計画に基づく、排水計画が確定した段階で、その排水について協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

順番が逆でしょ。協議が終わって民間側は計画をつくるんじゃないんですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、議題外になりつつありますので、議題内で質問をお願いいたします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

かみ合っているんですけど、最後にしましょう。

どっちが先なんですか。入ってくることになるわけですか、市の土地に。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

開発行為につきましては、当然、別々の開発行為になりますので、両方で協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件4件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第7号 令和6年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」、「報告第8号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計の予算繰越」及び「報告第9号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上3件の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第9号」について、ご報告いたします。

議案書60ページをお願いいたします。「報告第7号 令和6年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、61ページ、繰越計算書にてご説明いたします。改良事業費及び浄配水施設整備事業費につきましては、受注生産品である電動弁や不断水工法の材料等の納期の遅延により、年度内に事業が完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますように、2億8696万4千円を令和7年度へ繰り越したものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。「報告第8号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、63ページ、繰越計算書によりご説明いたします。浄配水施設整備事業費につきましては、飯塚市水道事業会計で実施する浄配水施設整備事業に対する工業用水道事業会計の負担金であり、「報告第7号」で報告いたしましたとおり、対象事業が年度内に完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますように、7100万8千円を令和7年度へ繰り越したものでございます。

次に、議案書64ページをお願いいたします。「報告第9号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、65ページ、繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費につきましては、追加工事の施工に不測の日数を要したことや、国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますように、1億6570万9千円を令和7年度へ繰り越したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、報告がありましたうち、「報告第9号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」に関わってお尋ねしますが、65ページの繰越計算書、これら2件についてでしたでしょうか、「不測の日数を要した」という発言がありましたけれども、これはどういう事情でしょうか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

繰越理由といたしましては、推進施工中において部分的に空隙の多い土質に変化し、先導体の方向修正が困難になり、地盤改良が必要になったため、薬液注入工を増工したことにより、工事の準備及び施工に日数を要したことから、令和7年度に繰り越したものになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはどの辺りですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

工事長の全体が317.65メートルありまして、その中で、5メートルから10メートルに点在する箇所が4か所ありまして、その部分に空隙のある土質が発生したということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

317メートルぐらいの長さの間に、40メートル程度によく分からないところがあったんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

土質試験の柱状図では分からない土質があったということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ばらばらにあるんでしょうけど、1割以上の箇所で空隙が発見できていなかったということがあるわけですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

今回のボーリング箇所は、発進立坑の部分にボーリング調査をしておりますので、約100メートル程度の間隔でボーリング調査をしていますので、その間で、そういった土質が発生したということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは、市としては仕方がないことだという判断ですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

通常の推進におきましては、50メートルから100メートル程度でボーリングの調査をしまして、土質が著しく変化したときに限っては、その中間地点で追加ボーリングとかをしますが、今回におきましてはそうした急激な変化という土質はありませんでしたので、追加ボーリングはしていません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これによって、今後、工事費の増嵩というのは考えられますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

今回の発生箇所以外はありませんので、追加というのはありませんでした。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「報告第10号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

「報告第10号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」についてご報告いたします。

議案書の66ページをお願いいたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。別冊資料「令和6年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業報告書及び決算書」及び「令和7年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業計画書及び予算書」により報告をさせていただきます。

事業報告書及び決算書の1ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館指定管理業務及び受託事業として、イイヅカコミュニティセンター、飯塚市歴史資料館の管理業務に取り組んでおります。

飯塚市文化会館指定管理業務は、文化会館の管理・運営業務と文化芸術振興事業の実施が主なものとなっており、1ページから5ページにその概要を記載しております。

3ページ、自主文化事業につきましては、芸術鑑賞事業、参加育成・支援事業、出前講座事業、その他事業（文化芸術情報の収集及び発信事業等）の4事業を実施しております。

6ページから8ページに、令和6年度に実施いたしました自主事業の実施状況を記載しております。

9ページから10ページに、令和6年度の公益財団法人の理事会等の開催状況、研修等の受講状況、10ページ下段に受託事業に係る事業概要を記載しております。

13ページをお願いいたします。令和6年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書でございますが、決算額の経常収益計2億3273万4896円から、14ページの経常費用計2億3394万5554円を差し引いた当期経常増減額はマイナス121万658円となり、これに一般正味財産期首残高と指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億2185万2236円となっております。

12ページに貸借対照表、15ページ、16ページに正味財産増減計算書内訳表、17ページに財産目録、18ページには事業団の監査報告書を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。決算につきましては、以上でございます。

続きまして、令和7年度の事業計画及び予算についてご説明させていただきます。

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、中長期的な視点に立ち、将来にわたって飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目指しております。

管理運営については、施設の利用拡大と利用者サービスの充実を図り、より効率的・効果的なものとなるようにしております。また、自主文化事業においては、市内各地域で実施し大変好評の出前コンサート等の地域に出向くアウトリーチ活動を継続・充実させながら、従来にも増して市民の皆様の文化的要望に応えられるような魅力ある事業を展開し、飯塚市の文化芸術活動の振興を図ることとしております。

別冊資料「事業計画書及び予算書」の1ページに、令和7年度事業計画の基本方針、2ページから7ページにかけて、事業区分別の概要を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

予算につきましては、12ページをお願いいたします。令和7年度当初予算額は、経常収益計2億888万9千円に対し、13ページになります、経常費用計2億1732万4千円でございます。

当期一般正味財産増減額はマイナス843万5千円となり、前期繰越収支額である一般正味財産期首残高より充当し、一般正味財産期末残高は1462万7894円。これに指定正味財産期末残高を加えた、正味財産期末残高は1億1462万7894円でございます。

収入の主なものは、文化会館指定管理料、受託収入及び施設利用料金収入でございます。支出の主なものは、文化会館施設管理費、自主文化事業の実施費用等の公共施設管理運営事業費などでございます。

なお、令和7年度は5月から2月末までイイヅカコミュニティセンターが大規模改修工事に係る休館になっておりますことから、経常収益の受託収入、経常費用の委託費のうち、コミュニティセンターの管理分が減っております。

14ページから15ページに収支予算書内訳表を、16ページに事業区分ごとの予算額を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「報告第10号」ということなんですけれども、「事業報告書及び決算書」並びに「事業計画書及び予算書」に関わることなんですけれども、指定管理料については、例えば、予算のほうでいえば、1億4706万5千円というふうになっておりますけど、これはどのように積算しているんですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

まず、指定管理者の選定に当たりまして、市のほうでは仕様書を基に人件費、管理費及び運営費に分類し、過去3年間の状況を分析、精査した上で上限額を定めます。利用料金制を導入する場合に当たっては、過去3年間の利用収入額を分析、精査し、算出した額から先ほどの額を差し引いた額を上限額として指定管理者を求めます。その上で、先ほどの金額につきましては、応募の際に教育文化振興事業団が提示した金額となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間、物価変動という点でいえば、予見できない著しい物価変動による経費の増があったと思いますけれども、これについてはどういう考慮がされているか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

最近の物価高騰に対しましてですけど、まず、一般論といたしまして、近年の物価高騰の中、施設管理費が上昇し、光熱水費、特に電気代の上昇幅が大きく、指定管理者の負担が大きくなっております。

そのため、本市では光熱水費の上昇分については、指定管理者との協議の上、年度協定の見直しによって、その上昇分については市が負担する措置を取っております。

ただし、今回のコスモスコモンにつきましては、令和4年度からの改修工事におきまして、照明を全てLED化しております。その効果によりまして、当初の想定よりも光熱水費は上昇していませんでしたので、その上昇分の対応というのは、コスモスコモンについてはいたしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。

一方で、賃金水準のこともあると思うんです。これについては大幅な変動による人件費の増ということがテーマとしてはあるんですけれども、これへの対応というようなことについてはどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

施設を管理運営するに当たりまして、人件費につきましては、指定管理者スタッフの給料であるため、指定管理者がどのように一般的な上昇分について考えるかということになりますので、現状においては、人件費の上昇については、市のほうとしては対応いたしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指定管理者制度に関わって、このテーマで国から通知が来ているでしょう。どういう内容ですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

総務省より、「指定管理者制度等の運用の留意事項について」ということで文書が発出されております。その中にありましては、指定管理者制度及び民間委託に係る課題への対応の事例を紹介されておりまして、「各地方公共団体におかれましては、これらも参考に適切に対応いただきますようお願いいたします」という文書が発出されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで、事業団のほうからこの件について要望書が出ていないですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

文書という形では届いておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の考え方については事業団のほうには伝わっていますか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

先ほどの質問の答えに補足いたしますと、文書という形では、そういう要望はあっておりませんけども、口頭においては、事業団のほうから人件費の対応について何とかしてほしいという声は頂いております。そして、その協議の中で、今、この総務省のほうからの文書をはじめ、ほかの自治体の取扱いであったりとか、そういったことについての話はいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の考え方については伝わっているということですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

伝わっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地域文化の振興にとっても、飯塚市民の大切な財産だと思うんです、この事業団は。これを守り、育成していくためにも、適切に、この物価変動、賃金水準の大幅な変動について、働いている方が有利になるように対応していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、それをお願いしたいと思います。

ところで、この指定管理については、現在、令和4年度から8年度までとなっているので、今4年目ですよね。来年、指定管理ということであれば公募をするというスケジュールだと思うんですけど。この際、この施設について、指定管理の公募が適切かどうかについて考えるところがありますので、この間の指定管理及び選定の状況の推移をお尋ねしたいと思いますが。

○議長（江口 徹）

川上議員、報告の部分から外れているかと思っておりますので、議題内での質疑をお願いいたします。

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは事業団の「事業報告書及び決算書」及び「事業計画書及び予算書」ということで、市が指定管理者として指定して指定管理委託料を出していることに関わる重要な報告事項となっております。

それで、この事業団を、今後、私の言葉から言えば「育成していく」と、「大事にしていく」と、市民の財産ですから。という点でいえば、今後、指定管理をどうするのかということについて、過去を振り返ることが重要であろうという趣旨の質問なんです。答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

川上議員、申し訳ございませんが、今の分は議題外と判断いたします。ほかの質疑をお願いいたします。質疑がありましたら、どうぞ。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今年度の予算書は出ているわけですか。今年度の予算は出ているんでしょう。

○議長（江口 徹）

今年度の予算書については、予算質疑で当然のことながらやっておられますし、今回は、教育文化振興事業団の経営状況に関する報告、それに対する質疑でありますので、その範囲内でお願いいたします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今、確認したじゃないですか、予算書が出ているんでしょうと。

○議長（江口 徹）

ですから、それについては言いましたように、当然のことながら出ておられますし、関係のある質疑をお願いいたします。（発言する者あり）議題外ですので、議題内での質問をお願いします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

予算書が出ていますよねと確認しているんですよ、報告者に。議長に聞いていないでしょう。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

教育文化振興事業団の予算書の中に指定管理料についても記載がされております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

令和４年から８年までの５か年の指定管理契約になっているわけでしょう。令和４年のときはコスモスコモンが工事中でオープンしていないんですよ。令和５年５月から、ようやくオープンなんです。それ以前はコロナの関係でなかなか厳しい時代だったわけでしょう。

○議長（江口 徹）

川上議員、議題内での質疑をお願いいたします。（発言する者あり）簡明なる質疑をお願いいたします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それで、令和８年度までなんだけど、その間にコミュニティセンターが閉鎖するわけでしょう。そうすると、かなりの影響が令和７年度から生じますということで報告がありました。そうしたら、今後、この事業団を守り、育成していくという点でいえば、かなりの決意が飯塚市にもいるのではないかと思うわけです。ですから、直営委託、あるいは指定管理、公募、非公募などについて、議会としても考えるところが出てくると思うんですよ。それで、事業団を生かすという点でいうと、市はどういう考え方かというのをお聞きしたいわけです。

○議長（江口 徹）

川上議員、ただいまの質疑については議題外と判断をいたしますので、議題内での質疑をお願いいたします。あくまでも、今回は、「報告第１０号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」に対する報告です。それに対する質疑ですので、今の部分は市の考え方になりますので、この経営状況に関する質疑等は認められません。（発言する者あり）一般質問で、ぜひ、お聞きください。（発言する者あり）ここに関しては議題外と、議長としては判断をいたします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 0時21分 休憩

午後 0時22分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。川上議員に申し上げます。ただいまの質疑については議題外と判断いたしますので、議題内での質疑をお願いいたします。同じような形が続くようであれば、発言の制限をすることがございますので、お気をつけください。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和6年度、令和7年度に関わる報告ないし計画が出ているんだけど、その事業団に仕事をしてもらおうということを前提として、今は指定管理者制度を適用しているんだけど、直営委託ということと比較すると、どういうメリット、デメリットがあるか、どういうふうに市としてこの報告を受け取って判断しておるか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

議題外と判断いたしますので、別の質疑をお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これが何で議題外なのか、議長が説明してくださいよ。証明してください。

○議長（江口 徹）

既に、指定管理者の制度の中で令和6年度、7年度については運営をしております。ですので、それに関する判断はまた別の機会をお願いいたします。それに関する質疑ですので、議題外と認めます。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 0時24分 休憩

午後 0時27分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

今、コスモスコモンにつきましては教育文化振興事業団のほうで指定管理者となりまして管理運営を行っております。この分を、今、直営でしたらどうなるかというところの評価については行っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いずれにしても、市民の財産であるこの事業団についてはきちんと育成して、コスモスコモンないしコミセンの管理についても適正に行っていただけるようにというふうに要望しておきます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

いつも思うことなんですけれど、令和6年度の決算報告がありますけれど、単純に言えば、決算報告で友の会の入会金収益は15万8千円ですよね。令和7年度の収支予算書を見ると、これは6年度の当初の友の会入会金は17万1千円で計上していますよね、予算。単純に言えば、何

人増えましたかというお尋ねで、当初予算は何人かの計画があつて、結果として決算が出てくるわけですよね、何人と。単純に言えば、それを聞きたいんですけど。

何が言いたいかというと、この決算書と当初予算が別々に出てきて、目標に対してどれだけの収益があったか、どこで収益があつて、どこで損失があったか、それが一目瞭然になるような報告書にしてもらえれば、どこで事業を展開して収益が上がって、どこで損益が出ているのかというのが一目瞭然になるんですけど、一々、毎回こういう見方をしないと駄目なんです。一つずつ聞き始めたら、これは当初予算を見なくちゃいけないんです。令和7年度の当初予算に6年度の当初予算が載っていますから。あなた方も一々質問されたときに答えにくいんじゃないかと思うんです。在り方を一つ工夫してほしいと思いますけど、最終的には要望に終わりますけれど、友の会の目標を立てたら、目標に沿うような形で、やはり1年間の活動をしてもらわないと。そのところは明確にならないと思うので、一応、人数がどうなったか聞いて、後は要望にしておきます。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

まず、友の会の会員数の推移でございます。令和6年度につきましては、新規が60名、継続が68名、計128名が会員になっていただいております。前年度に比べまして41名増えているという状況でございます。

そしてもう一点、今年度の予算につきましては、令和6年度の決算の予算時でございますけども、15万8千円を計上いたしておりました。このときの予算の算定としては――、（発言する者あり）すみません、失礼しました。予算が9万6千円――。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 0時32分 休憩

午後 0時32分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

事業計画があつて、そして決算が出てくるんでしょうと言っているんです。それが、事業計画は、当初予算が組まれているから、そして、結果は出てくると。そして、なぜそこでプラスマイナスが出るか、それをきちんと報告しないと、何をやっているか分かりませんということになるんじゃないですか。

だから、そういう在り方を工夫していただきたいと。今、単純に言ったのは、友の会の金額が決算では15万8千円で、当初予算では17万1千円。あなたは増員になりましたと言いましたが、数字からいえば減っているんじゃないですかという話なんです。何でその当初計画を組んで、増えたと言いつつも、当初計画にはマイナスになっているんじゃないですかということを指摘しているんです。

だから、その原因は何なんですか。それを改善しない限り、友の会の人数は増えていきません、収益は増えていきませんということになるんでしょう。単純に言えば、そういうことを言っているんです。全体的にそういうことで考えていかないと、指定管理者制度だから、金額だけ渡して、自主運営してと言いつつも、最終的な損益はどうなっていくんですか。できるならば、市からの負担金は減らしていく方向にしないと、財政的には苦しい飯塚市の将来を考えると、やはり、

在り方、自主運営を積極的にやって収益を上げていって、飯塚の文化向上に寄与していただきたい、そのときには支出金はできるだけ減らしていただきたいと思うから言っているんです。そういう計画をつくらないと駄目なんじゃないですかということです。ご理解してもらいましたか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

質問議員の言われていることは十分理解いたしましたので、今後、検討して、分かりやすくするような整理をいたしたいと思います。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第11号 令和6年度 児童虐待に関する状況の報告」を求めます。こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

「報告第11号 令和6年度 児童虐待に関する状況の報告」をいたします。

本件につきましては、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」第28条の規定に基づき、報告をするものでございます。なお、議会への報告後は市ホームページで公表することとしています。昨年度から大きく変動があった点を中心にご説明させていただきます。

報告書1ページを御覧ください。家庭児童相談、児童虐待相談の状況についてでございます。

「①家庭児童相談件数の推移」につきましては、市のこども家庭センターにおいて、訪問や電話などにより直接対応した延べ件数で、いわゆる通告も含んでおります。児童虐待相談を含む家庭児童相談件数の推移は、令和6年度延べ4434件で、令和5年度延べ5017件と比べ583件、11.6%減少しており、報告を行うようになった平成30年度から、初めて減少となりました。これは、「②相談の種別」で、身体的虐待の延べ件数が令和5年度1444件から令和6年度973件と471件減少したことなどによりますが、要因といたしましては、各ケースの状況確認の頻度を決める管理区分を取り入れ、対応を行うことで、問題が落ち着いたと判断できた場合はケースを終結していく取決めを行ったため、前年と比較して件数が減少しているものと考えております。

この管理区分による対応を取り入れることで、要保護児童の世帯数は198世帯から184世帯と減少していますが、下段の「その他の養護相談」は167世帯から187世帯と増加しています。これは、児童虐待に対する支援が終結した後に、引き続きその他の支援が必要な世帯に対しては、継続した支援が行えている結果であると捉えております。

3ページを御覧ください。3ページでは「③相談対象者の年齢の状況」、下段に「④主な相談経路」について掲載しております。相談対象者の年齢状況では、0歳から3歳までの乳幼児が増加している傾向がありますが、検診などを通じて情報共有ができていることで、対象世帯が増加しているものと考えております。

5ページを御覧ください。5ページは児童虐待相談件数の推移について掲載しております。先ほど1ページでご説明いたしました児童虐待相談の世帯件数184世帯の内訳に実人数を追加記載しているものとなっております。世帯数は減少しておりますが、実人数は令和5年度332人から令和6年度では357人となっております、25人増加しており、きょうだい児が多い世帯の対応が多かった状況を表しています。

6ページを御覧ください。6ページは虐待の種別となりますが、令和5年度同様、身体的虐待が最も多く、続いて、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、面前DVなどの心理的虐待、性的虐待の順となっております。

9ページを御覧ください。対応状況につきましては、継続して支援が必要なケースが7割近く

を占めており、問題の解決が困難なケースもございますが、「問題が解決」の件数が増えてきておりますことから、継続した支援の成果も見られるものと思われまます。

13ページを御覧ください。13ページから市の責務として、こども及び保護者が孤立することがない地域社会の形成に向けた活動・取組状況を掲載しておりますが、14ページ、育児相談の実施におきまして、開催回数は減っておりますが、内容を充実させたことで、利用人数は前年度と比べ133人増となっております。

15ページを御覧ください。15ページ、①では要保護児童対策地域協議会の開催状況、②では進行管理件数を掲載しており、令和6年度末時点における要保護児童は109世帯233人、要支援児童は52世帯98人、特定妊婦は46人となっているところであります。

16ページから17ページでは、学校における教職員のための虐待対応ガイドラインを活用した取組状況や不登校児童・生徒への支援の状況を掲載しております。不登校児童・生徒数については、中学校は減少したものの、小学校で増加しております。また、それに伴って、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用についても小学校で増加しております。

18ページ以降は、広報及び啓発活動の実施状況、地域との連携、DV等被害者に対する支援の状況、虐待の未然防止及び早期発見に資する事業の実施状況などを掲載しております。

25ページを御覧ください。25ページでは、児童虐待防止月間である毎年11月での取組状況を記載しております。なお、令和6年度の講演会は、講師との日程調整の都合により1月の開催となりましたが、「アタッチメントの理解と支援～虐待・ネグレクトを受けたこどもたちを中心として～」と題した講演に、市内に勤務する保育士などを中心に223名が参加し、講演会終了後も講師に直接質問が行われるなど、大変盛況な講演会となっております。

26ページを御覧ください。26ページでは、通告に係る対応状況を記載しておりますが、令和6年度から、新たにケースの進行管理状況の確認や課題、支援方針を検討する進行管理会議を実施しております。

27ページ以降は「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を、34ページからは用語の説明を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、「令和6年度 児童虐待に関する状況の報告」を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

3ページのことについて質問させていただきます。相談対象者の区分が0歳から3歳までのこどもがいる世帯からの件数が141件と全体の中で大きな割合を占めております。この0歳から1、2、3歳の年齢別の状況が分かれば教えてください。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

ご質問のありました、相談対象者の区分が0歳から3歳までの世帯の内訳を報告いたします。

0歳121世帯、1歳5世帯、2歳7世帯、3歳8世帯となっております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

0歳が大変多いことがはっきり分かりました。

次に進みます。9ページ、「問題が解決」と載っておりますが、このケースはどのようなことをもって問題解決とするのか、教えてください。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

どのような状況で「問題が解決」となるのかということでございますけれども、ケースにつきましては、要保護児童対策地域協議会で管理するかどうかを組織的に決定し、管理決定後の見守りの中で、虐待に関する状況が発生していない世帯につきましては、要保護児童対策地域協議会において管理終結の判断を行っており、このように終結の判断となったケースを「問題が解決」としているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

そのほか、こどもが18歳になれば対象から外れると考えますが、その後、どのようにしているのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

管理しているケースの児童が18歳を超えた場合につきましては、対象者の状況にもよりますが、重層的支援と連携してサポートを行っていく必要があるものと考えます。また、こども・若者プラザいっぴかにおきましても、若者が身近に相談できる居場所となるよう準備を進めているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

では、20ページに支援対象児童等見守り強化事業の実施がございしますが、この対象人数、対象件数が、令和5年度の19世帯から令和6年度は11世帯、また、訪問回数も減っております。この理由についてお答えください。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

必要な世帯に関しましては、支援を行っておりますけれども、この世帯以外に職員で対応しているような世帯もございしますので、状況はちょっと減ったというところに見えますけれども、支援は引き続き行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

昨年度、一昨年度と福祉文教委員会の中で「虐待の予防事業について」取組をしておりました。その中で、アウトリーチ型支援として、産後ケア事業、産前・産後生活支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、ヤングケアラー支援事業、こども食堂を挙げられました。その実績についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

実績の報告をさせていただきます。

産前・産後生活支援事業につきましては、利用者数75人で、利用時間は772時間となっております。

旧ヤングケアラー支援事業になりますけれども、子育て世帯訪問支援事業につきましては、利用者数2人で、延べ派遣件数123件、利用時間は245時間となっております。

ひとり親家庭等日常生活支援事業につきましては、利用者数9人で、延べ派遣件数240件、利用時間は478時間となっております。

産後ケア事業の実績につきましては、令和6年度の利用者実績は、ショートステイ92人、母乳育児相談も含めたデイケア250人、アウトリーチ51人、計393人となっております。

こども食堂補助金の交付団体数ですけれども、7団体となっております。こども食堂を利用した児童数になりますけれども、令和6年度実績で1218人になります。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

もう一回、こども食堂の利用人数をもう一度お願いいたします。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

実績につきましては1218人になっております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

せっかくそれだけ関わっていただいている方、アウトリーチはすごく大変重要で、予防にもなると思いますので、アウトリーチ型の支援の実績もこの報告書に載せていただくよう要望いたします。

それから、11ページに支援員等の配置人数についての一覧表がございます。これは昨年度の報告書の一覧表と異なっており、働き方というか、正職員であるかないかとか、そういうことがよく分かるようになってありました。それを見ますと、正職員の方で社会福祉士が令和6年度からいらっちゃって、恐らく長期的な視点が入った対応ができるのではないかとというふうに考えられます。

しかし、この表は雇用の状況、担当する内容、また、資格が示されていますけれども、もう少し整理が必要ではないかという面もありますので、検討をよろしくをお願いいたします。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

報告書の10ページ、令和6年度からの飯塚市の相談支援体制が書いてありますけど、全体について説明を求めているんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

児童虐待等に関する市の相談体制といたしましては、令和6年度からこども家庭課内に「こども家庭センターc o c o s u m o」を設置し、母子保健とこども家庭支援全般を一体となって支援する体制を構築しております。また、非常勤特別職として心理担当支援員、医師、弁護士、児童相談所勤務経験者を配置するとともに、本年度からは家庭児童相談員に社会福祉士有資格者の正規職員を配置しており、相談体制の充実を図っているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3児童死亡事例の教訓の一つとして、時期的なこともあるんですけれども、本市と福岡県との連携の問題があったと思います。特に福岡県。この点についていえば、この報告書の中には特段

の項目も見えないんですけど、改善はどのように行われているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

緊急性の高い児童虐待のケース等につきましては、直ちに児童相談所に市の対応方針を伝え対応を協議し、場合によっては、市と児童相談所と一緒に通告先であるこどもが所属している学校や保育所等に行き、こどもと面談するなど、直ちに調査を行い、その後に保護者と面談をし、虐待に対する指導をするなど連携して対応を行っております。

児童相談所の対応について、市の希望するものと異なる場合は、市のこども家庭センター長以下で児童相談所を訪問し、再協議の申入れをするなど、市として対応しているところでございます。また、児童相談所を含む関係機関の職員等で構成される要保護児童対策地域協議会に登録されているケースにつきましては、個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議において連携を図り、要保護児童等の実態把握及び具体的な支援の内容について協議を行い、適切な支援に努めているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福岡県ないし児童相談所とのやり取りについては、かねがね市としてしかるべき職責にある者が対応する必要があるのではないかと、一人ではなくて、考えておったんですけれども、先ほど、児童相談所との関係は、誰と誰というふうにおっしゃいましたか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

こども家庭センター長以下でいうところで、職員のほうで対応しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはもちろん、部長、課長の下で動くということでしょうか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

協議を行った上で対応しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、やり取りした後は課長、部長にきちんと報告があるということになりますか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでも、そういったメンバーで行って相談所との関係で意見が一致しない、合わないということがある場合が危険だと思うんです。そういうときはどうするようになっているか、決まって

いますか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

特段、決まりというのは今のところございませんけれども、市の対応をお願いしていくことで、市として対応していくことで協議をしているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3児童死亡事例のときに、そのところにアバウトなところがあったんじゃないかと思うんです。それからいえば、児童相談所と飯塚市の意見が一致して、共同して対応できるときはそれで大丈夫というわけじゃないけども、対応ができるんだけど、関係機関ないし飯塚市との間で意見が分かれるときに危険だと思うんです。そのときについてのことをどうするかというのを、3児童死亡事例の報告書の中身から準備をしておいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

13ページの「市の責務」のところの報告で質問させていただきます。

「（1）子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援」というところで、①の各センター別の年間利用者・相談件数の実績が報告されていますが、それぞれの計画数は何件でしょうか。分かりましたら教えてください。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

年間を通しての計画数というのは、数字で特定できるものは今のところございません。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

計画数はないということでしょうか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

今のところ、手持ちの資料がございませんので、報告ができません。申し訳ございません。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

そうしましたら、次の質問で、14ページの「離乳食教室の実施」というところで、令和6年度からは集団教室を再開したため利用者数が増加したということで、令和5年度は開催回数12回で、令和6年度は11回なのに対して、延べ利用組数が36組から177組と大幅に増加したということですが、具体的に集団教室がどのように開催されたのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

令和6年度から集団教室を再開しておりまして、応募者数を増やしたところで、離乳食教室は離乳食に関する相談等、いろいろ内容を充実させたところで再開したもので、人数が伸びている

ものと考えております。個別の分は手元に資料がございませんので、ご報告できるものがございません。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

開催回数1回に対して予約できる人数を増やされたということで、利用者の延べ人数が増えたということよろしいですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。この際、「日程第4 議会選出各種委員等の選出」を、本日の議事日程から削除したいと思います。「日程第4」を削除することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、この際、「日程第4 議会選出各種委員等の選出」を、本日の議事日程から削除することは、可決されました。

「署名議員を指名」いたします。14番 石川華子議員、18番 吉田健一議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和7年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 1時00分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1 番	江 口 徹	1 5 番	永 末 雄 大
2 番	兼 本 芳 雄	1 6 番	土 居 幸 則
3 番	深 町 善 文	1 7 番	吉 松 信 之
4 番	赤 尾 嘉 則	1 8 番	吉 田 健 一
5 番	光 根 正 宣	1 9 番	田 中 博 文
6 番	奥 山 亮 一	2 0 番	鯉 川 信 二
7 番	藤 間 隆 太	2 1 番	城 丸 秀 高
8 番	藤 堂 彰	2 2 番	秀 村 長 利
9 番	佐 藤 清 和	2 3 番	小 幡 俊 之
1 0 番	田 中 武 春	2 4 番	金 子 加 代
1 1 番	川 上 直 喜	2 6 番	瀬 戸 元
1 3 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 4 番	石 川 華 子	2 8 番	道 祖 満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 渕 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

企業誘致推進課長 柴 田 康 弘

副 市 長 久 世 賢 治

こども家庭課長 野 見 山 真 理

副 市 長 藤 江 美 奈

土木管理課長 初 迫 博 史

教 育 長 桑 原 昭 佳

文 化 課 長 瀬 尾 善 忠

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

企業管理課長 手 柴 弘 美

総 務 部 長 許 斐 博 史

下 水 道 課 長 西 岡 真 結

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 業 局 次 長 今 仁 康

財 政 課 長 松 本 一 男